

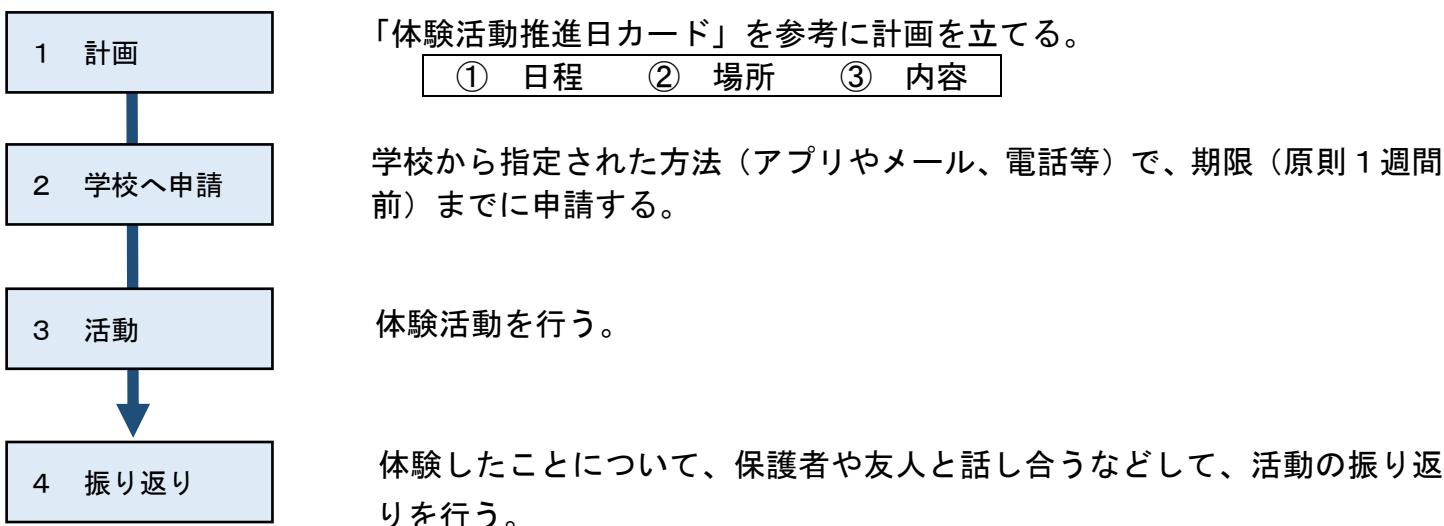
ラーニング～体験活動推進日～ が始まります

「体験活動推進日」とは

これからの社会では、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効です。

生徒がそのような時間を取ることができるよう、茨城県では年間最大5日間の「体験活動推進日」を設定します。

「体験活動推進日」申請の流れ



体験活動の例

職場体験！ やりたい仕事をやってみよう

インターンシップだけでなく、普段の日に将来やりたい仕事を体験してみましょう。

会社の方から仕事のやりがいなどを聞くかもしれません。



自然の中へ！ 創作活動をしてみよう

普段はあまり行かない場所で、絵を描いたり俳句を詠んだりしてみましょう。

いつもと違う環境だと新たな発想が生まれるかもしれません。



学校体験！ 普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。

大学図書館や、周辺の街の雰囲気を味わうのもよいでしょう。



再発見！ 地域の歴史を調べよう

実際に史跡を訪れたり地域の図書館で資料を読んだりして知識を広げ、深めましょう。

自分が住む地域の歴史については意外と知らないものです。



Q & A



Q 1 「体験活動推進日」を取得した場合、学校は欠席になりますか。

A 1 欠席にはなりません。

Q 2 「体験活動推進日」を連続して取得することはできますか。また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

A 2 「体験活動推進日」は、連続して取得することも分散して取得することもできます。限度は年度内に5日間であり、残った日を次の年度に繰り越すことはできません。

Q 3 保護者等が急遽休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても申請することはできますか。

A 3 できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってもらいたいので、可能な限り早めに申請するようお願いします。

Q 4 「体験活動推進日」にケガなどをした場合、どうなりますか。

A 4 学校の管理下での活動ではないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。

<お問い合わせ先>

- ◇制度全般に関すること
- ◇申請等に関すること

茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導担当 029-301-5260
各学校に直接お問い合わせください。